



# 熊本県公報

第12757号  
平成30年9月14日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>		
○道路の区域変更	.....	(道路保全課) 1
○道路の供用開始	.....	( 〃 ) 1
○道路の供用開始	.....	( 〃 ) 2
○道路の区域変更	.....	( 〃 ) 2
<b>公 告</b>		
○県営土地改良事業計画の決定	.....	(農村計画課) 2
○平成30年度砂利採取業務主任者試験の実施	.....	(エネルギー政策課) 3
○肥料登録有効期間更新	.....	(農業技術課) 3
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	.....	(建築課) 3
○熊本都市計画道路の変更(合志市決定)	.....	(都市計画課) 4
○熊本都市計画土地区画整理事業の決定(合志市決定)	.....	( 〃 ) 4
○熊本都市計画用途地域の変更(合志市決定)	.....	( 〃 ) 4
○国土調査成果の認証	.....	(技術管理課) 4
○肥料登録	.....	(農業技術課) 5
○基本測量の実施	.....	(監理課) 5
<b>登 載 依 頼</b>		
○計画段階環境配慮書の一般意見の募集	.....	(自然電力株式会社) 5

## 告 示

### 熊本県告示第726号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年9月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	清和砥用線	上益城郡山都町小峰字大中竹 1048番1地先から 同所 1050番4地先まで	前	7.8 ～ 16.5	93.0	災害復 旧
			後	7.8 ～ 37.7		

#### 2 区域を変更する期日 平成30年9月14日

### 熊本県告示第727号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年9月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	--------------	----

主要地方道	八代鏡線	八代市鏡町内田字稲雲 860番3地先から 同所 860番3地先まで	18.8	単河改
-------	------	--	------	-----

2 供用を開始する期日 平成30年9月14日

**熊本県告示第728号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年9月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	和仁菊水線	玉名郡和水町江栗字大谷 413番1地先から 同所 405番地先まで	100.0	防安交 (改築)

2 供用を開始する期日 平成30年9月14日

**熊本県告示第729号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年9月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	玉名立花線	玉名郡和水町内田字和仁石 2261番地先から 玉名郡和水町内田字長迫 2145番1地先まで	前 後	5.3 ～ 16.9 8.7 ～ 56.8	661.4 661.4	活力基 盤

2 区域を変更する期日 平成30年9月14日

**公 告**

**熊本県公告第544号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営金剛地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称  
県営金剛地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成30年9月18日から平成30年10月17日まで
- 縦覧場所  
八代市役所

熊本県公告第545号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により平成30年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行うので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。  
平成30年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験を実施する日時  
平成30年11月9日（金）  
午前10時から正午まで
- 2 試験を実施する場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館13階1301会議室
- 3 試験の方法及び科目  
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。  
(1) 砂利の採取に関する関係法令  
(2) 砂利の採取に関する技術的事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 出題形式  
出題数は、法令問題10問（全問必須問題）、技術問題は15問（7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とする。
- 5 合格基準  
法令問題、技術問題ともそれぞれ1問10点で、法令問題、技術問題と合わせて200点満点とし、合格点は、法令問題及び技術問題合わせて130点以上かつ法令問題及び技術問題の正解が各々60点以上とする。
- 6 受験願書の受付期間等  
平成30年10月5日（金曜日）から平成30年10月26日（金曜日）まで（閉庁日を除く。）。受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。  
なお、郵送による場合は、10月26日（金曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。
- 7 提出書類  
(1) 砂利採取業務主任者試験受験願書  
(2) 履歴書  
(3) 受験票  
(4) 写真（手札形（12cm×8cm）とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。）  
(5) 受験手数料  
受験願書を提出するときに、熊本県収入証紙により8,000円を納付すること。  
(6) 提出書類確認表
- 8 受験願書の請求先及び提出先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県商工観光労働部新産業振興局エネルギー政策課資源班  
電話 096-333-2322

熊本県公告第546号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。  
平成30年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1455号	混合有機質肥料	混合有機質肥料9号	窒素全量：3.1 りん酸全量：3.8 加里全量：3.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡1159番地3	平成36年9月24日

熊本県公告第547号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成30年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 荒尾市宮内字永田537番26、同537番27、同537番28、同537番29、  
 同537番30、同539番1、同539番2、同539番3、同539番4、同539  
 番5、同539番6、同539番7、同539番8、同539番9、同539番10、  
 同539番11、同539番12、同539番13、同539番14、同539番15、  
 同539番16、同539番17、同539番18、同539番19、同542番1、  
 同542番2、同542番3、同542番4、同542番5、同542番6、同542  
 番7、同542番8、同542番9、同542番10、同542番11、同542番1  
 2、同542番13、同542番14、同542番15、同542番16、同542番  
 17、同543番1、同543番2、同543番3、同543番4、同543番5、同  
 543番6、同543番7、同543番8、同543番9、同543番10、同543  
 番11、同543番12、同544番1、同544番3、同544番4、同544番5、  
 同544番6、同544番7、同544番8、同544番9、同544番10、同54  
 4番11、同544番12、同544番13、同544番14、同544番15、同5  
 44番16、同544番17、同544番18、同544番19、同544番20、同  
 544番21、同544番22、同544番23、同544番24、同544番25、  
 同544番26、同544番27、同544番28、同544番29、同544番30、  
 同544番31、同544番32、同544番33、同字前田549番1、同549番  
 3、同549番4、同549番5、同549番6、同549番7、里道及び水路の一  
 10、097.28平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 熊本県荒尾市日の出町3番9号203  
 株式会社 I・N・O

**熊本県公告第548号**  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20  
 条第1項の規定により合志市から熊本都市計画道路（御代志木原野線）の変更に係る図書  
 の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の  
 規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。  
 平成30年9月14日  
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第549号**  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により合志市から熊本  
 都市計画土地画整理事業（御代志土地画整理事業）の決定に係る図書の写しの送付を  
 受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の  
 縦覧に供する。  
 平成30年9月14日  
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第550号**  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20  
 条第1項の規定により合志市から熊本都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を  
 受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本  
 県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。  
 平成30年9月14日  
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第551号**  
 国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土  
 調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。  
 平成30年9月14日  
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
南小国町	平成25年度から平成27年度まで	大字満願寺の一部	地籍図及び地籍簿	平成30年9月6日
八代市	平成22年度から平成24年度まで	沖町の全部、高小原町の全部	地籍図及び地籍簿	平成30年9月6日
嘉島町	平成27年度から平成29年度まで	大字下六嘉の一部	地籍図及び地籍簿	平成30年9月6日

嘉島町	平成28年度から平成29年度まで	大字下六嘉の一部	地籍図及び地籍簿	平成30年9月6日
菊池市	平成27年度から平成29年度まで	森北・出田の各一部	地籍図及び地籍簿	平成30年9月6日
菊池市	平成27年度から平成29年度まで	小木の一部	地籍図及び地籍簿	平成30年9月6日
菊池市	平成27年度から平成29年度まで	原の一部	地籍図及び地籍簿	平成30年9月6日

**熊本県公告第552号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成30年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1483号	加工家きんふん肥料	大地	窒素全量：2.5 りん酸全量：2.8 加里全量：1.6	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社イープラン 広島県福山市引野町北一丁目18-17	平成30年9月6日

**熊本県公告第553号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）	平成30年10月15日から平成31年3月1日まで	球磨郡多良木町

**登載依頼**

**公告**

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第3条の3第1項の規定により作成した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、同法第3条の7の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年9月14日

自然電力株式会社 代表取締役 磯野 謙

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - 名称 自然電力株式会社
  - 代表者の氏名 代表取締役 磯野 謙
  - 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区荒戸1-1-6 福岡大濠ビル3F
- 対象事業の名称、種類及び規模
  - 名称 (仮称) 動鳴山風力発電事業
  - 種類 風力発電所設置事業
  - 規模 風力発電所の設備の出力：最大25, 200kw (計画段階の想定規模)  
風力発電機の基数：最大4, 200kw級を最大6基
- 事業実施想定区域の位置  
熊本県天草市
- 配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間
  - 場所
    - 熊本県庁（行政棟新館1階情報プラザ）
    - 天草市役所本庁旧農政局事務所（市民生活課）

- ウ 天草市有明支所（まちづくり推進課）
- エ 天草市栖本支所（まちづくり推進課）
- (2) 期間 平成30年9月14日（金）から平成30年10月15日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 電子縦覧 <http://www.shizenenergy.net>
- 5 意見書の提出  
配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者  
に提出することができる。
- 6 意見書の提出期限及び提出方法その他意見書の提出に必要な事項
  - (1) 提出期限 平成30年10月15日（月）（当日消印有効）
  - (2) 提出方法 縦覧場所（熊本県庁を除く）に備え付けの意見書箱への投函、または問  
合せ先への郵送
  - (3) 意見書の提出に必要な事項  
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
    - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその  
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
    - イ 意見書の提出の対象である配慮書の名称
    - ウ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載  
すること。）
- 7 問合せ先  
〒810-0062  
福岡県福岡市中央区荒戸1-1-6 福岡大濠ビル3F  
自然電力株式会社 風力・水力・バイオマス事業部 （担当）吉原  
電話 092-753-9834